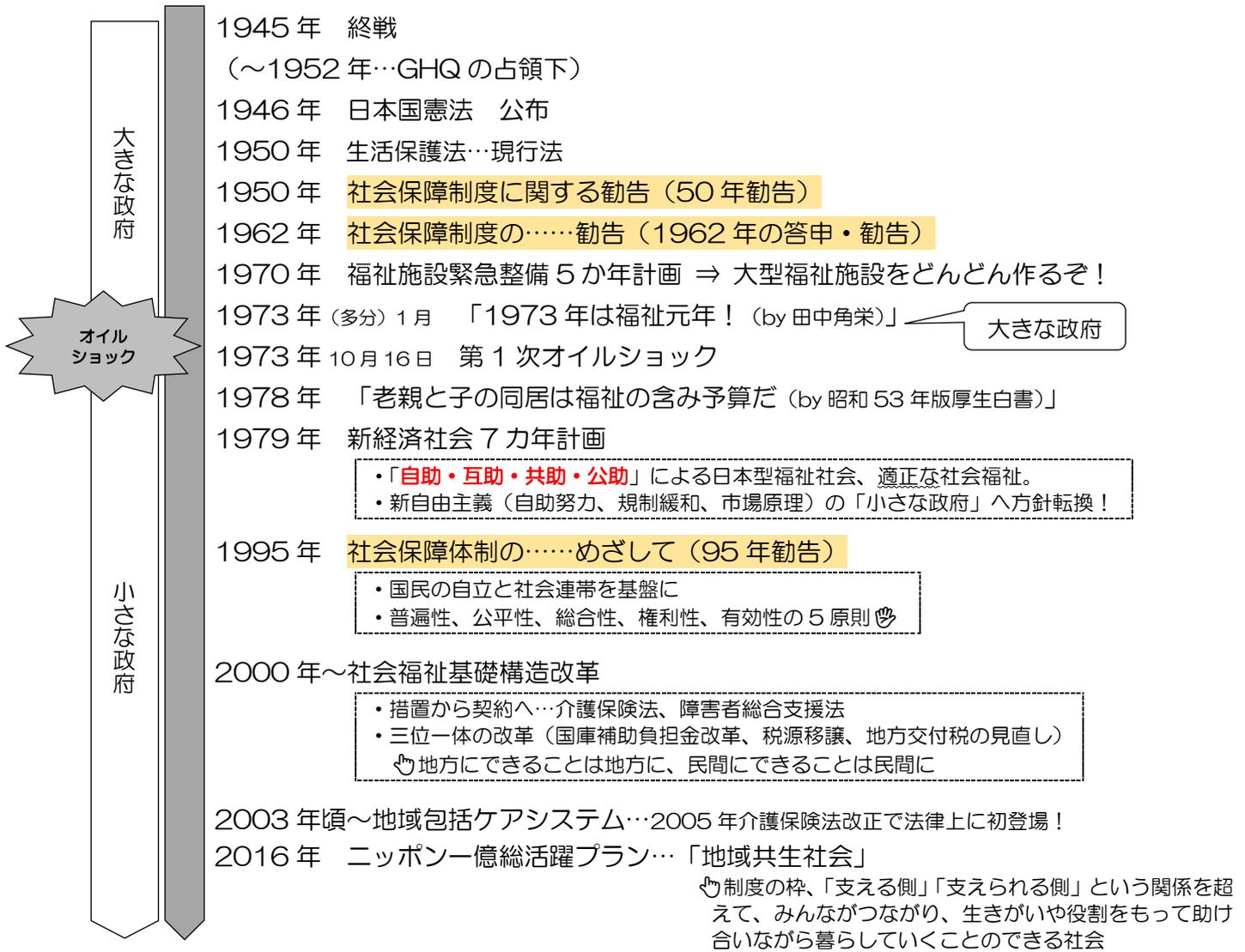


♥ 要点まとめ（第25回_現代社会と福祉） ♥

●日本の福祉施策の展開過程_超ざっくりバージョン（問題22）

⇒とりあえず、ざっくりと…👉👩



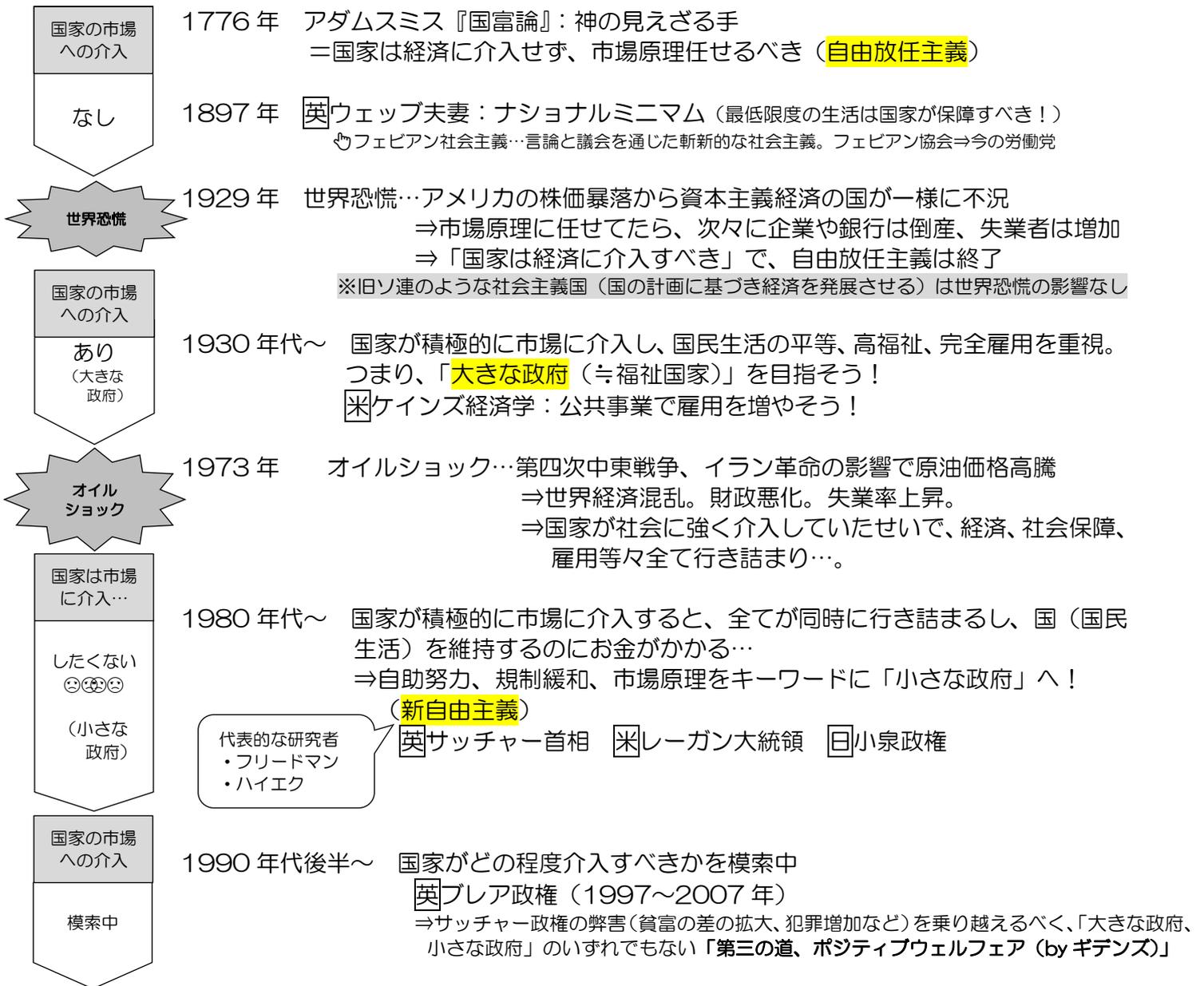
●大きな政府と小さな政府

⇒ここをきちんと理解できているかどうかは超重要👩👉

- ◇ 大きな政府：国民の生活に対して政府の役割が大きい（福祉国家、高福祉高負担）
- ◇ 小さな政府：政府はできるだけ国民の生活に手を出さない（市場原理、自由競争、経済成長）
- ◇ 究極の小さな政府：夜警国家（by ラッサール）

👉国家の役割は「外交、国防、治安維持」などの最小限にとどめて、あとは自由👉

●世界全体の福祉政策の歴史（問題 23、24）



●バーリンの自由論（問題 23）

⇒1969年に発表□

- ・消極的自由：意思決定を制限する何かから解放されること「～からの自由」
- ・積極的自由：自分がやりたいことをやりたいようにすること「～への自由」

●コミュニタリアリズムとリベラル（問題 23）

⇒少々難易度高めなので、「この2つの主張は対立している」ことだけ押さえておきましょう👉

◇リベラル：自由主義。個人は自由に自分の意思に基づいて決定することができるのが前提。

◇コミュニタリアリズム：共同体主義。個人の選択は共同体における価値観に基づいてしか行われないので、本当の意味で個人の自由な意思決定はできない。だから、共同体における共通善（誰にとってもプラスになること）を目指すべきだ。

1930年～
1970年代

1980年代頃～

- ベヴァリッジ報告 etc…（問題 24）国試ナビ（社 2023）P.365/（社 2024）P.371/（社 2025）P.381
⇒とにかくイギリスは頻出 ☹️ ☹️ 正答したいなあ… 🧐 🧐

「国が全国民に最低限度の生活を保障します ▲」という**福祉国家**（社会民主主義）、大きな政府を目指して… 🏠

- ◇ 1942年 ベヴァリッジ報告：5つの巨悪（困窮・疾病・無知・不潔・無為）に打ち勝つために、3つの社会保障制度（社会保険・国民扶助・任意保険）を… 🏠 🏠
社会保険と国民扶助でナショナルミニマム、それ以上は任意保険で 🧑

「ゆりかごから墓場まで」
(👶 ⇒ 🏠 👴)

1897年にウェップ夫妻が提唱
日本的に言えば、「健康で文化的な最低限度」

- ◇ 1959年 ヤングハズバンド報告：ソーシャルワークの機能を再検討
⇒ソーシャルワーカーの養成コースを作って、専門性の高い
ソーシャルワーカーを増やそう 🧑
- ◇ 1968年 シーボーム報告：福祉サービスの担当部署を1つにまとめた
- ◇ 1978年 ウォルフェンデン報告：1973年のオイルショックにより経済が… 📉 🧐
ということで、節税の狙いも込めつつ、
①インフォーマル（家族や近隣住民など）
②公的機関（行政）
③民間営利団体（利益を求める企業）
④民間非営利団体（利益を求めない団体）
という**福祉多元主義**（≡行政だけでなく民間の力も積極的に活用した福祉サービスの供給）を提案 🧐

1979年 サッチャー（鉄の女）が首相就任⇒本格的な**新自由主義**（規制緩和、市場主義）、小さな政府へ… 🏠

- ◇ 1982年 バークレイ報告：コミュニティソーシャルワーク（個別支援＋地域支援）
- ◇ 1988年 グリフィス報告：福祉多元主義による「施設から在宅へ」を具現化 🏠
市場原理やケアマネジメントを導入し、コミュニティケアを目指す 🧑

日本的に言えば、「地域包括ケアシステム」

コミュニティケアの責任は地方自治体へ… 🏠
高齢者入所施設の財源は国から地方へ… ☹️

- ◇ 1990年 国民保健サービス及びコミュニティケア法：本格的にコミュニティケアを推進 🏠
施設から在宅へ… 🏠
ケアマネジメントの実施… 🧑
ボランティアや地域の役割を重視… 🧑
福祉の財源を地方自治体へ… 🏠

どっかでも聞いたような話…

1997年 ブレアが首相就任 🏠 🏠（ブレアは社会学者のギデンス）

- ◇ 1997年 **第三の道**：小さな政府を目指したことで生じた格差や貧困、社会への亀裂… 🧐 🧐
⇒大きな政府（社会民主主義）と小さな政府（市場主義）の良いとこどり 🏠
「結果の平等」ではなく、「**機会の平等**」を… 🏠
国からの福祉供給だけではなく、コミュニティでの相互扶助を… 🧑
犯罪を罰するだけでなく、根本的な原因の克服を… 🧑

みんなキリスト教徒

●岡山四聖人（問題 25）

⇒超絶有名人ばかりなので、ここできちんと押さえておきましょう📖✍️

- 👤石井十次（いしいじゅうじ）：岡山孤児院の設立（小舎制、家族制、里子）「児童福祉の父」
- 👤留岡幸助（とめおかこうすけ）：監獄の教誨師（刑務所で宗教的な教えを説く人）を経て、不良少年達を教育するための家庭学校を設立
- 👤山室軍平（やまむろぐんべい）：救世軍（キリスト教系の国際的な慈善団体。本部はイギリス。）の中で日本人初の司令官（日本支部の責任者）になった人
- 👤アリス・ペティ・アダムス：アメリカ人宣教師。岡山博愛会（日本初のセツルメント）を設立

片山潜のキングスレー館も有名！
👉この人もキリスト教徒

この人もキリスト教徒

- 👤石井亮一（いしいりょういち）：日本初の知的障害児施設「滝乃川学園」を設立
- 👤野口幽香（のぐちゆか）：貧困家庭の子供たちのための「二葉幼稚園」を設立

この人もキリスト教徒

●福祉六法の対象者（問題 26） 国試ナビ（社 2023） P.358/（社 2024） P.364/（社 2025） P.374👁️✳️

⇒まあ、まずは福祉六法を知るところから…ではあるのですが🤔🗨️

- ①生活保護法：国試ナビ（社 2023） P.128～129/（社 2024） P.134～135/（社 2025） P.150～151👁️✳️
（旧）1946年～ 欠格条項あり👁️、保護請求権なし🗸⇒全国民が対象なわけではなかった
（新）1950年～ 欠格条項なし🗸、保護請求権あり👁️⇒全国民が対象に👤
- ②児童福祉法：国試ナビ（社 2023） P.114/（社 2024） P.118/（社 2025） P.132👁️✳️
1947年～ 対象：全ての児童（18歳未満）
- ③身体障害者福祉法：国試ナビ（社 2023） P.94/（社 2024） P.96/（社 2025） P.106👁️✳️
1949年～ 対象：5つを対象に…👁️👁️👁️👁️👁️ & 🗸👁️
⇒今は内部障害や免疫障害なども含まれ、ちょっとだけ対象が広がった👤
- ④精神薄弱者福祉法（現・知的障害者福祉法）：国試ナビ（社 2023） P.94/（社 2024） P.96・102👁️✳️
/（社 2025） P.106・112👁️✳️
1960年～ 対象者（≡知的障害者の定義）はなし🗸
- ⑤老人福祉法：国試ナビ（社 2023） P.88/（社 2024） P.90/（社 2025） P.98👁️✳️
1963年～ 対象：障害などのために日常生活に支障がある65歳以上の人
- ⑥母子福祉法（現・母子及び父子並びに寡婦福祉法）：国試ナビ（社 2023） P.126/（社 2024） P.132👁️✳️
/（社 2025） P.148👁️✳️
1964年～ 対象：母子家庭
1981年～ 対象：母子家庭と寡婦
2014年～ 対象：母子家庭と寡婦と父子家庭

●ニーズについてのいろいろな論（問題 27）

⇒第26回問題25を…👁️✳️

- 合計特殊出生率（問題 29） 国試ナビ（社 2023）P.216/（社 2024）P.224/（社 2025）P.248 🔍 ✨
 ⇒とりあえずは、「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」と理解しておきましょう 🤝

🇯🇵日本 🇯🇵

- 第1次ベビーブーム…1947年～1949年の「段階の世代」。2025年はこの人たちが全員後期高齢者（75歳以上）になることから「2025年問題」が話題に 🤖 🤖
- 第2次ベビーブーム…1971年～1974年。団塊の世代が結婚して子供を授かった時期 🤖 🤖
- 1975年～現在…2.0以下。過去最低は2005年と2022年の1.26。
 人口置換水準（人口が増減しない状態の合計特殊出生率）を下回り続けている
 （≠ずっと少子化、そして人口減少へ…）
- 2005年～2015年は微増、2016年～減少傾向。
- 1989年=1.57ショック…「ひのえうま」の1966年を下回ったことで話題に 🤖 💧

平成元年

《八百屋お七の物語》
 江戸時代のお話。火事で避難した先で恋に落ちたお七という女性が、その男性に会いたいがゆえに再度火事を起こそうと放火し、処刑される話（諸説あり）

「丙午（ひのえうま）年には火災が多い」という元からあった迷信と、お七の生まれ年がひのえうまであったことから、「丙午（ひのえうま）年の生まれの女性は気性が激しく、夫の命を縮める」という迷信になったとか…（諸説あり）
 「丙午（ひのえうま）」は60年に1回まわってくる生まれ年（干支）で、次回は2026年です 🤖 🤖

🌍世界 🌍

各国のデータが出揃っている最近の年は2020年のようです 🤝

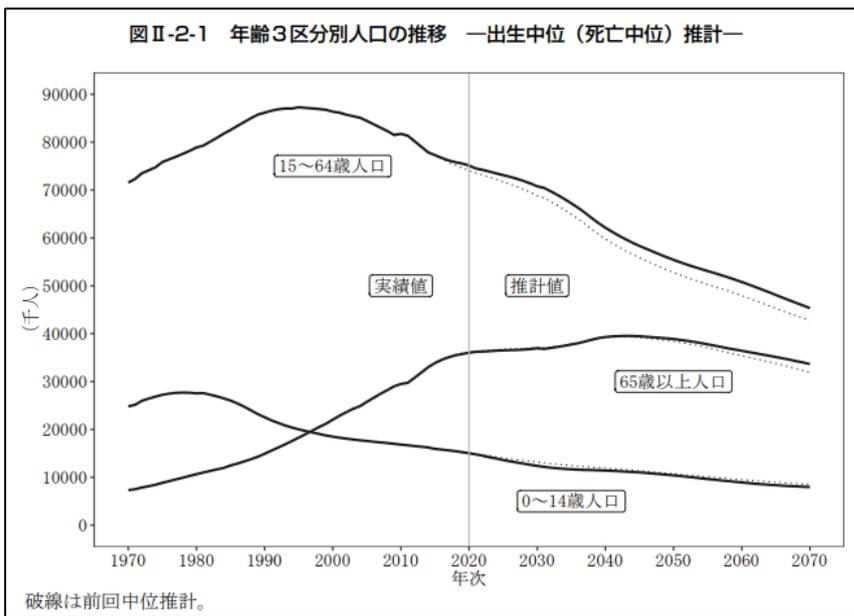


👉割と信用度の高いサイトです 📄

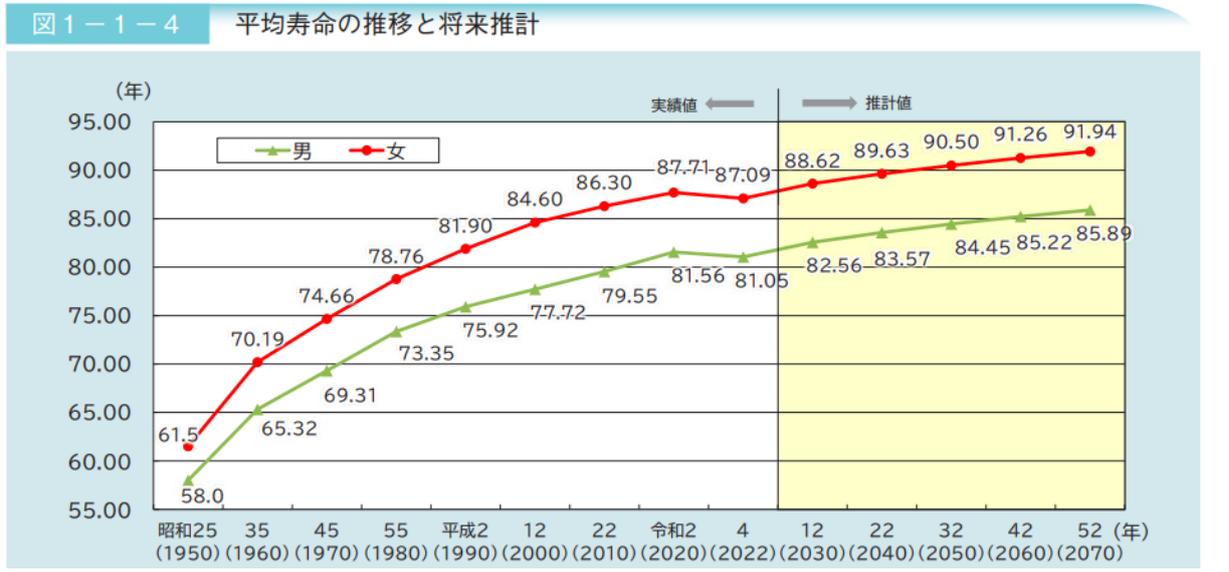
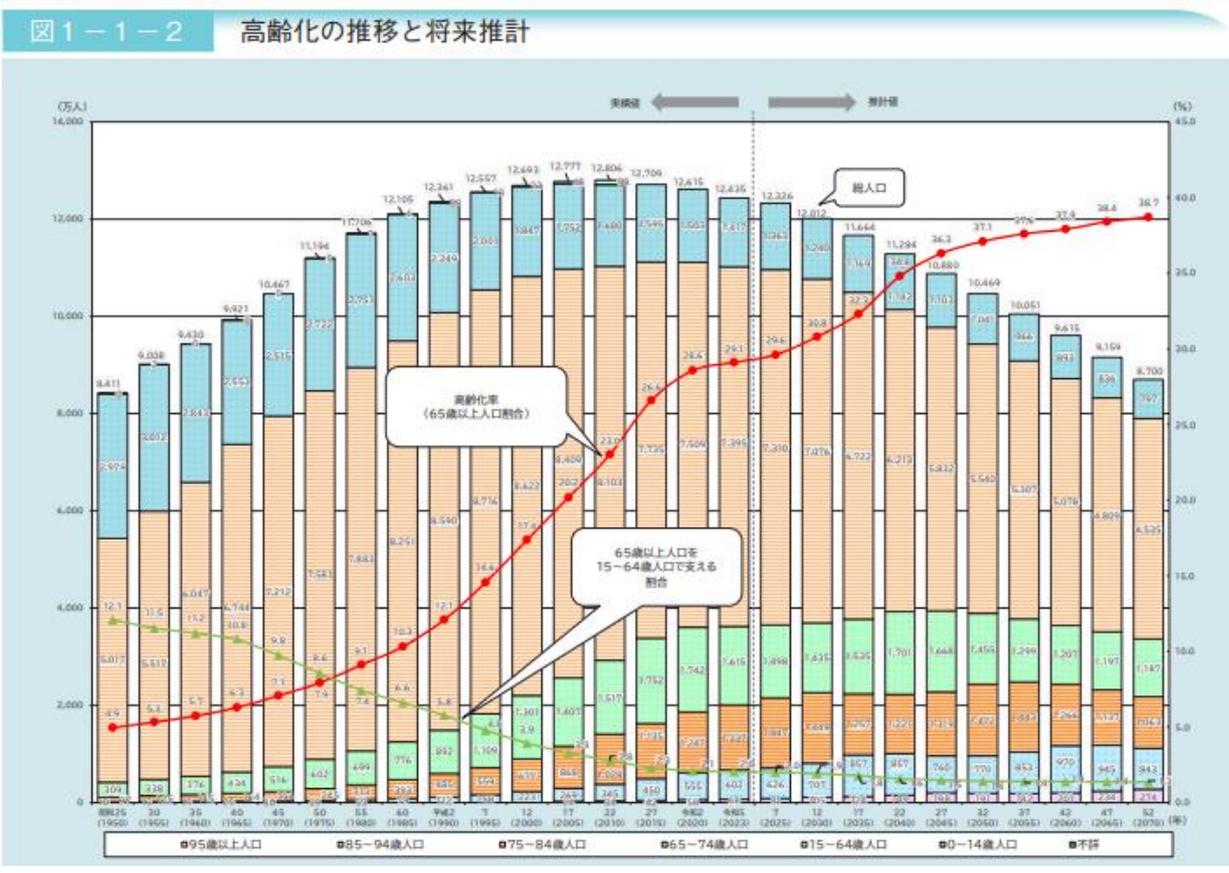
（以下、私の脳内… 🤖 🗣️）

アフリカなんかは多産多死な状況なんやろうなあ…。
 先進国は低い傾向にあるけど、低すぎるっていうのは子育てまでする経済的な余裕がないとかの問題あるやろなあ…。まあでも女性の社会進出が進むにつれて低くはなるやろうし、ちょうどいいバランスが取れる値ってどんぐらい？（←今度 Google 先生に聞いてみよう…）

- 日本の人口（問題 29） 国試ナビ（社 2023）P.214/（社 2024）P.222～/（社 2025）P.246～ 🔍 ✨
 ⇒【日本の将来推計人口-令和5年推計-（国立社会保障・人口問題研究所）】



【令和6年版 高齢社会白書より】



- ・総人口のピーク…2010年。その後はずっと減少傾向↘↘
- ・65歳以上の人数…2042年をピークに減少に転じる見込み👤👤
- ・最新の人口動態統計（確定数）…令和5年9月に公表された令和4年の数値📄
 - 出生数：過去最少（7年連続減↘）
 - 合計特殊出生率：1.26で過去最低（7年連続減↘）
 - 自然増減数：過去最大の減少（16年連続減↘）
 - 離婚件数：3年連続減↘
 - 婚姻件数：3年ぶりに増↗
 - 死亡数：過去最多（2年連続増↗）

●生活困窮者自立支援法（問題 28） 国試ナビ（社 2023） P.140/（社 2024） P.146/（社 2025） P.164👁️🌟
⇒第 26 回問題 33 を…👁️🌟

●雇用における男女の差…（問題 31） 国試ナビ（社 2023） P.64・219/（社 2024） P.66・227👁️🌟
/（社 2025） P.74・252👁️🌟

⇒こんなことを言っているうちはまだまだ差がある…ということなのでしょう🙄

- ・男女雇用機会均等法：事業主はセクハラ防止措置をしなければならない！
合理的な理由なく転勤要件を設けることは、間接差別として禁止！
- ・労働施策総合推進法：セクハラ、パワハラについての防止措置などについて規定あり👁️
- ・女性活躍推進法：101人以上の会社は、女性の活躍に関する行動計画の策定義務あり👁️

●育児介護休業法&雇用保険法の改正（問題 31 のおまけ🙄👉）
国試ナビ（社 2023） P.64/（社 2024） P.66/（社 2025） P.74👁️🌟

⇒2022年4月～新しい制度が施行されています🙄！

【育児休業取得の対象者】

- ・原則として1歳に満たない子を養育する男女労働者（※日雇い、労使協定で定められた労働者は除く）
- ・子が1歳6か月になる時点でも、雇用契約が継続している見込みがある有期雇用労働者

【2022年4月～】

- ・育休の制度についてきちんと説明し、取りたいかどうかの意向確認を義務付け
- ・育休を申し出やすくなるような研修や相談窓口の設置を義務付け
- ・有期雇用の人が育休を取る場合に定められていた「雇用されていた期間が1年以上」という要件を廃止

【2022年10月～】

- ・『産後パパ育休』の新設…子の出生後8週間のうちに、合計4週間までを育児休業とは別に取得OK🙄
2回までなら分割取得もOK🙄
どうしても場合は、途中で10日間（80時間）以内なら出勤してもOK🙄
- ・育児休業を2回までなら分割しても良いことに🙄

【2023年4月～】

- ・常時雇用する労働者数が1000人超の事業主は、男性の育休取得状況等を公表することが義務付け

セクハラ、妊娠・出産・育児休業などに関するハラスメント防止（2020年6月～全ての事業所に義務化）

🙄👉 【セクハラとは…】

- ・同性か異性か、性的指向、性自認などに関わらず、相手に不利益を与えたり職場環境を悪化させたりするような「性的な言動」の全て
- ・同じ職場内、取引先など他の事業所の労働者、顧客、患者やその家族、生徒など、みんなが対象

🙄👉 【妊娠・出産・育児休業などに関するハラスメントとは…】

- ・妊娠、出産、育児休業などを申出/取得した労働者の就業環境を害する言動

①事業主及び労働者の責務…パワハラと同じ👁️👁️👁️

②事業主に相談した労働者に対する不利益取り扱いの禁止…パワハラと同じ👁️👁️👁️

③自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行った場合、事実確認等に協力する

≡自社の労働者が他社の労働者にセクハラを受けた場合、他社に対して事実確認等の協力を要請

●労働施策総合推進法＝パワハラ防止法（問題31のおまけ👉👉）

⇒パワハラしない、されないためにも知っておきたい👉👉ま、無関係に生きていけるのが最も幸せですが…👉👉

※労働者：雇用形態を問わず、全員。派遣労働者の場合、派遣元と派遣先の両方に措置義務あり。

パワーハラスメント防止措置（2022年4月～全ての事業所に義務化）

👉👉 👉 [パワハラとは…]

- ・優越的な関係を背景とした言動
 - ・業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動
 - ・労働者の就業環境が害される
- } の全てを満たすもの

👉👉 👉 [具体的には…]

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害 etc…） そりゃそうだ👉👉
- ・精神的な攻撃（脅迫、名誉棄損、侮辱、暴言 etc…） そりゃそうだ👉👉
- ・人間関係からの切り離し（隔離、無視、仲間はずし etc…） 小学生レベル👉👉
- ・過大な要求（不要なことや不可能なことの強制 etc…） そりゃそうだ👉👉
- ・過小な要求（仕事を与えない etc…） あ、そういうパターンもあるのか👉👉
- ・個の侵害（プライベートへの過度な立ち入り etc…） そりゃそうだ👉👉

①事業主及び労働者の責務

事業主は労働者間でのパワハラが生じないように、また自らがパワハラしないよう、十分な配慮と注意を払うこと！

労働者は他の労働者に対してパワハラしないこと！

②事業主が必ず講ずべき措置（義務）

- ◇ 方針などの明確化、周知、啓発
- ◇ 相談及び対応体制の整備
- ◇ パワハラ発生時の迅速かつ適切な対応
- ◇ その他（相談者やパワハラに関与した人たちのプライバシー保護など）

③事業主に相談した労働者に対する不利益取り扱いの禁止

相談したことや事実を述べたことを理由に、解雇など不利益な取り扱いをすることは禁止！

④望ましい取り組み

- ◇ 「セクハラ、妊娠・出産・育児休業などに関するハラスメント防止」と一体的に対応できるような相談体制の整備
- ◇ 就活生、フリーランス、教育実習生などに対しても同様の方針を示すこと
- ◇ 他社の労働者からのパワハラや顧客などからの著しい迷惑行為について、被害者への配慮や被害防止のためのマニュアル作成など



パワハラ&セクハラ防止に関する詳しいことはこちらをどうぞ📄👉

- 社会福祉法（問題 30）国試ナビ（社 2023）P.31・81～87/（社 2024）P.31・83～89
/（社 2025）P.31・91～97

⇒別の科目（地域福祉と～）でも取り扱われる内容なので、一石二鳥のお得情報ですね♡♡♡
法律の内容そのものが広く出題されますが、ここではそれぞれの役割をまとめておきましょう♡

〔国、政府〕

- ・福祉サービスの提供体制の確保、利用推進などに関する施策、その他必要な施策を行う
- ・地域生活課題の解決のための体制の整備に努める
- ・♡これを進めるうえでは、関連施策とも連携するよう努める
- ・国民に福祉サービスを保障するという役割を、福祉事業の経営者に転嫁しない！財政的援助を求めない！
- ・厚生労働大臣は、人材確保のための措置に関する基本指針を定めなければならない
- ・都道府県福祉人材センターの統括として、中央福祉人材センターを設置

〔都道府県、中核市 etc…〕

- ・地方社会福祉審議会を置く
- ・♡知事等からの質問に答えたり意見を言ったりする機関
- ・福祉事務所を必ず設置しなければならない
- ・福祉事業所の設備やサービス提供の方法などについて、条例で基準を定める
- ・都道府県地域福祉支援計画の策定に努める（♡令和2年に策定率100%！）
- ・都道府県単位で、共同募金（赤い羽根）を実施
- ・都道府県社会福祉協議会にて、福祉サービス利用援助事業の実施、運営適正化委員会を設置
- ・福祉人材確保のために、都道府県福祉人材センターを設置

〔市町村〕

- ・市には必ず福祉事務所を設置、町村には任意で設置
- ・市町村地域福祉計画の策定に努める（♡令和2年の策定率：81%）

〔社会福祉事業の経営者〕

- ・利用者の意向を尊重し、地域住民等と連携しながらサービスを提供するよう努める
- ・福祉サービスを利用したい人に、情報提供を行うよう努める
⇒「情報の非対称性」により、利用者が不利な立場にならないために…
- ・福祉サービスの利用契約書は、書面にて遅滞なく交付しなければならない
- ・常に利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない
- ・サービスの質の評価等、適切な福祉サービスの提供に努める

〔地域住民〕

- ・福祉事業経営者などと協力しながら、地域福祉の推進に努める
- ・地域生活課題を把握し、関係機関と連携してその解決を図るよう留意する